

## 「消費者安全法施行令（案）及び消費者安全法施行規則（案）」についての意見

氏 名	社団法人北海道消費者協会 組織活動部長 塩 越 康 晴
職 業	消費者団体
住 所	札幌市中央区北 3 条西 7 丁目 北海道庁別館西棟 2 階
電話番号	0 1 1 - 2 2 1 - 4 2 1 7
メールアドレス	do@syouhisya.or.jp

## 意 見

## 1. 「消費者安全法施行令（案）」について

消費者安全法施行令（案）第一条 第二号の「負傷又は疾病であって、これらの治療に要する期間が一日以上であるもの（当該治療のため通常医療施設における治療の必要がないと認められる軽度のものを除く。）」部分の括弧の内容を削除。

「軽度の消費者事故」も「重大事故」に繋がる可能性あり、事故防止の観点から括弧の内容は削除し、「すべての消費者事故」との考えに立つべきである。

## 2. 「消費者安全法施行規則（案）」について

消費者安全法施行規則（案）第 7 条の「消費者安全法第十条第一項第一号又は第二項第一号に規定する者は、次に掲げるいずれかの資格を有する者又はこれらと同等以上の専門的な知識又は経験を有する者とする。」の「これらと同等以上の専門的な知識及び経験を有する者」に更に下記の内容を加えるとともに、「経験を有する者」の部分の具体的な規定すること。

地方公共団体又は消費者団体が実施する研修で、第 7 条一項の各号に定める資格と同等程度の知識・技術の習得を目的に一定期間定められた研修を修了した者

(例)北海道では、消費者団体が道の補助を得て、「消費生活相談員及び地域消費生活リーダーの養成」を目的に 30 日間の「消費生活リーダー養成講座」を 45 年間実施している。

当講座の修了者は、道内各地域で相談員や地域リーダーとして活動している。

## ( 経験の例 )

- ・ 事業者又は事業者団体の相談窓口従事経験者
- ・ 地方自治体の消費者行政担当経験者 等